

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 給与所得者の配偶者控除等申告書 所得金額調整控除申告書

1 氏名、住所などの記入

2 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

3 控除額の計算

4 所得金額調整控除申告書

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ

神田 2 給与の支払者の法人番号 11|12|2|3|3|4|4|5|5|6|6|7 あなたの氏名 山川 太郎

給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

▶1 所轄税務署長  
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人番号  
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1 ○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と②の合計額		6,973,000

2 ○ 控除額の計算

判定	収入金額	所得金額
判	900万円以下 (A)	48万円
定	900万円超 950万円以下 (B)	32万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	16万円
	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下	
	2,450万円超 2,500万円以下	

3 区分Ⅰ A (あなたのA-Cを記載)

基礎控除の額 480,000 円

※上図は、収入850万円以上の所得金額調整控除がある場合の計算記載例です

▶1 ① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和3年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの87・88ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



●給与所得の計算欄

給与の収入金額		所得金額
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額
1円以上 550,999円以下		0円
551,000円以上 1,618,999円以下	A-550,000円	
1,619,000円以上 1,619,999円以下		1,069,000円
1,620,000円以上 1,621,999円以下		1,070,000円
1,622,000円以上 1,623,999円以下		1,072,000円
1,624,000円以上 1,627,999円以下		1,074,000円
1,628,000円以上 1,799,999円以下	A+4 (千円未満の整数切捨て) 1,000円	B×2A+100,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	A+4 (千円未満の整数切捨て) 1,000円	B×2A-80,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	A+4 (千円未満の整数切捨て) 1,000円	B×3A-440,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	A×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上 (所得金額調整控除の適用がない場合)	A-1,950,000円	
8,500,000円以上 (所得金額調整控除の適用がある場合)	A-1,950,000円-所得金額調整控除	

(注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです。①、②の両方がある場合にはそれらの合計額。  
① (給与の収入金額(※1)-850万円)×10%  
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円  
② 給与所得控除後の給与等の金額(※2)+公的年金等に係る雑所得の金額(※2)-10万円  
※2 10万円を超える場合は、10万円  
2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

▶2 控除額の計算  
「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶3 区分Ⅰ  
配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A~C)を記載します。(注)この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①)と②の合計額		6,973,000

○ 控除額の計算

判定	収入金額	所得金額
判	900万円以下 (A)	48万円
定	900万円超 950万円以下 (B)	32万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	16万円
	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下	
	2,450万円超 2,500万円以下	

区分Ⅰ A (あなたのA-Cを記載)

基礎控除の額 480,000 円

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶1 配偶者の氏名、個人番号など  
一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶2 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算  
「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて☆扶養親族等、★配偶者(★特別障害者)欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1人を記載してください。★扶養親族等欄に「扶養親族等」を記載してください。)

○ 年末調整における所得金額調整控除の適用については、給与の支払者が「判定」欄にチェックを付した上で、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄に記入してください。

1 要件

要件	配偶者の氏名	配偶者の生年月日	特別障害者に該当する事実
同一生計配偶者	(フリガナ) ヤマカワ ジロウ	平成17年5月17日	
扶養親族が特別障害者	山川 二郎	子 0	扶養控除等申告書のとおり

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶1 要件  
該当する要件にチェックを付けます。なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。  
※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。詳しくは、この年末調整のしかたの13・14ページ又は国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。  
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 控除額の計算の表の区分Ⅰ欄については、基礎控除申告書の区分Ⅰ欄を参照してください。  
○ 基礎控除申告書の区分Ⅰ欄が(A)~(C)に該当しない場合や、配偶者控除等申告書の区分Ⅱ欄が①~④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ

生年月日 平成53年10月5日

配偶者の氏名 山川 明子

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①)と②の合計額		400,000

○ 控除額の計算

判定	収入金額	所得金額
判	900万円以下 (A)	48万円
定	900万円超 950万円以下 (B)	32万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	16万円
	1,000万円超 2,400万円以下	
	2,400万円超 2,450万円以下	
	2,450万円超 2,500万円以下	

区分Ⅱ ② (あなたのA-Cを記載)

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額

▶3 判定及び区分Ⅱ  
「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号(①~④)を「区分Ⅱ」欄に記載します。

▶4 控除額の計算  
「控除額の計算」の表に区分Ⅰの判定結果(A~C)と区分Ⅱの判定結果(①~④)を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

▶5 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額  
区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

1 氏名、住所などの記入

2 生命保険料控除額の記入

3 地震保険料控除額等の記入

(保険料控除証明書からの記載例)  
(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)  
令和3年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇XXXX
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和3年1月1日から 令和7年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)  
地震保険料の控除額  
42,000円(①)の金額、最高50,000円)  
+12,400円(②)の金額が10,000円を超える  
場合は①×1/2+5,000円、最高15,000円)  
=54,400円→最高50,000円

② 社会保険料控除  
国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。  
※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

③ 小規模企業共済等掛金控除  
iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。  
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

1 地震保険料控除

2 社会保険料控除

3 小規模企業共済等掛金控除

① 地震保険料控除  
保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。  
保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。  
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長  
2 給与の支払者の名称(氏名)  
3 給与の支払者の法人番号  
4 給与の支払者の所在地(住所)

① 所轄税務署長  
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

② 給与の支払者の法人番号  
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

1 生命保険料控除

2 一般の生命保険料

3 介護保険料

4 個人年金保険料

5 生命保険料控除額

① 生命保険料控除  
保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。  
なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年金保険料については親族を除きます。)であることが必要です。  
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で1契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

② 一般の生命保険料  
(保険料控除証明書からの記載例)  
(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和3年分 生命保険料控除証明書

契約番号(証券記載番号) 〇〇〇〇△△△

保険払込期間 10年

保険種類 養老

適用制度 新生命保険料控除制度

払込方法 月払

契約日 〇年〇月〇日

保険期間 10年

年金支払開始日

保険金受取人名 山川 明子

保険受取人生年月日 〇年〇月〇日

一般	一般の生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)  
①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式I)  
②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式II)  
③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円  
④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

③ 介護保険料  
(記載例の控除額の計算)  
③欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円(計算式I)

④ 個人年金保険料  
(記載例の控除額の計算)  
④欄: 90,000円→最高40,000円(計算式I)  
⑤欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式II)  
⑥欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円  
⑦欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

⑤ 生命保険料控除額  
(記載例の控除額の計算)  
②45,000円+③40,000円+④40,000円=125,000円